

令和4年度（2022年度）公共事業（大規模等）事前評価調査書

（様式3）

調書番号	06-10	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志
		担当係	畑地計画係（内）27-426

I 基本事項

事業種別	道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））					
ふりがな 地区名	かわにしちゅうおうにの 川西中央2-2			市町村名	帯広市	
事業期間	採択	R6 (2024)	完了	R14 (2032)	総事業費	3,800 百万円
負担割合	国	52.0%	道	28.0%	市町村	0.4%
		1,976		1,064		15
事業目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畑作物の生産振興及び畑作経営の改善等を図る。</li> <li>●地域農業をささえる担い手農家の経営体質を改善し、安定した農業経営の確立を目指す。</li> <li>●担い手への農地集積を図る。</li> <li>●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。</li> </ul> 【アウトカム】 等					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は99.2%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に99.4%の高水準を維持することが可能となる。</li> </ul>					
事業概要	本地区は帯広市の南西に位置する畑作地域である。 本事業において、区画整理によりほ場の勾配等を緩和し農作業効率の向上を図る。併せて畑作物の安定生産に対応した畑地かんがい整備、排水改良のための暗渠排水と客土、作物生産の支障となる石礫の除去により作物生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。					
工事費内訳	受益面積 1,354ha 受益戸数 67戸 ○区画整理 A=349ha（整地、暗渠排水、客土、除礫） ○畑地かんがい A=1,290ha ○測量設計費 ○用地補償費					（百万円） 660 2,430 610 100
	計					3,800
総合計画での位置付け	総合計画の体系	大項目	中項目	小項目	施策名	
		経済・産業	農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	農業農村整備の推進	
特定分野別計画での位置づけ	施策目標	【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】 （農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備） ほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。				
	関連する指標	食料自給率（カロリーベース） 令和12年度（2030年度） 目標値：268%				

## II 評価

1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区は、小麦、ばれいしょ、てんさい、豆類を主体に、やまのいもやたまねぎを輪作体系に組み合わせた作付を展開する畑作地域である。</li> <li>●本地区はJA帯広かわにしを中心に地域ブランドの確立に向けて取り組んでおり、「十勝川西長いも」は日本だけでなく、海外への輸出も近年増加しているほか、「十勝川西長いも」の関連施設だけではなく豆類の関連施設がSQF認証（Safe Quality Food：安全で高品質な食品であることを示す国際基準）を取得するなどブランド作物の確立と安全で高品質な食品の販売に取り組んでいる。</li> <li>●本地区では未整備ほ場において急勾配、排水不良、石礫過多等が営農の支障となっており、ほ場条件の格差を生む要因となっている。</li> <li>●本地区は用水施設が未整備で、農業用水は降雨に依存しており、農作物の生育や営農作業に支障を来している。</li> <li>●そのため、大型機械の効率的な作業を行うための区画整理の実施と併せて、畑作物の安定生産に対応した畑地かんがい整備、排水不良を解消する暗渠排水と客土、営農の支障となっている石礫の除去を行い、将来にわたる効率的かつ安定的な農業経営の改善を図る必要がある。</li> </ul>			
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。</li> <li>●事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（受益面積100ha以上）を具備しており、北海道が実施主体となる。</li> </ul>			
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●整地は、運土量、運土距離、土質により適切な工法を選定している。</li> <li>●畑地かんがいは、国営かんがい排水事業の附帯事業として支線水路及び末端散水施設整備を実施する。</li> <li>●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。</li> <li>●客土は、排水性を改善するための客入土が確保可能な土取場を選定している。</li> <li>●除礫は、作物の生育に支障がなく、経済的な工法を選定している。</li> </ul>			
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内には、未整備ほ場など農業生産に不利な条件の農地が存在し、排水不良や石礫による作物の生育不良が著しく、作業機械の効率的な運用が困難となっていることから、早急に整備を行う必要があり、緊急性が高い。</li> <li>●農業生産性の向上、農業経営の安定に向け、畑地かんがいの整備が急がれる。</li> <li>●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優位性は高い。</li> </ul>			
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区は、帯広市が策定した「田園環境整備マスタープラン」において環境創造区域に位置づけされている。</li> <li>●地区内に生息する動植物の生息環境を把握する地域調査等を行い、生態系や景観に配慮した環境保全対策について、十勝総合振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。</li> </ul>			
6. 妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例		
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期帯広市農業・農村基本計画		
	【地域の動向・意向】			
	●H27(2015)	関係農業者や帯広市から十勝総合振興局へ整備要望		
	●H28(2016)～	受益者、帯広市と協議調整、整備要望のとりまとめを行う		
	●H28(2016)	帯広市農業農村整備事業管理計画に登載		
	●R3(2021)	帯広市から道営土地改良事業計画策定要望の申請		
	【事業関係手続】			
	●R5(2023)	整備要望を反映した事業計画概要の作成（予定）		
7. 事業効果	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）	B/C
	作物生産効果	4,668	区画整理	658
品質向上効果	2,347	農業用排水	3,555	
営農経費節減効果	9,915	関連施設	6,164	
維持管理費節減効果	△ 319			
国産農産物安定供給効果	669			
合 計 (B)	17,280	合 計 (C)	10,377	
	<b>【備考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省 H30改正）に基づき算出している。</li> <li>・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。</li> <li>・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。</li> <li>・農業用排水施設と接続する上位用水施設、暗渠排水の前歴事業にかかる費用を「関連施設」として計上している。</li> <li>・維持管理費節減効果は、新設となる農業用排水施設の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の関連施設維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。</li> </ul>			

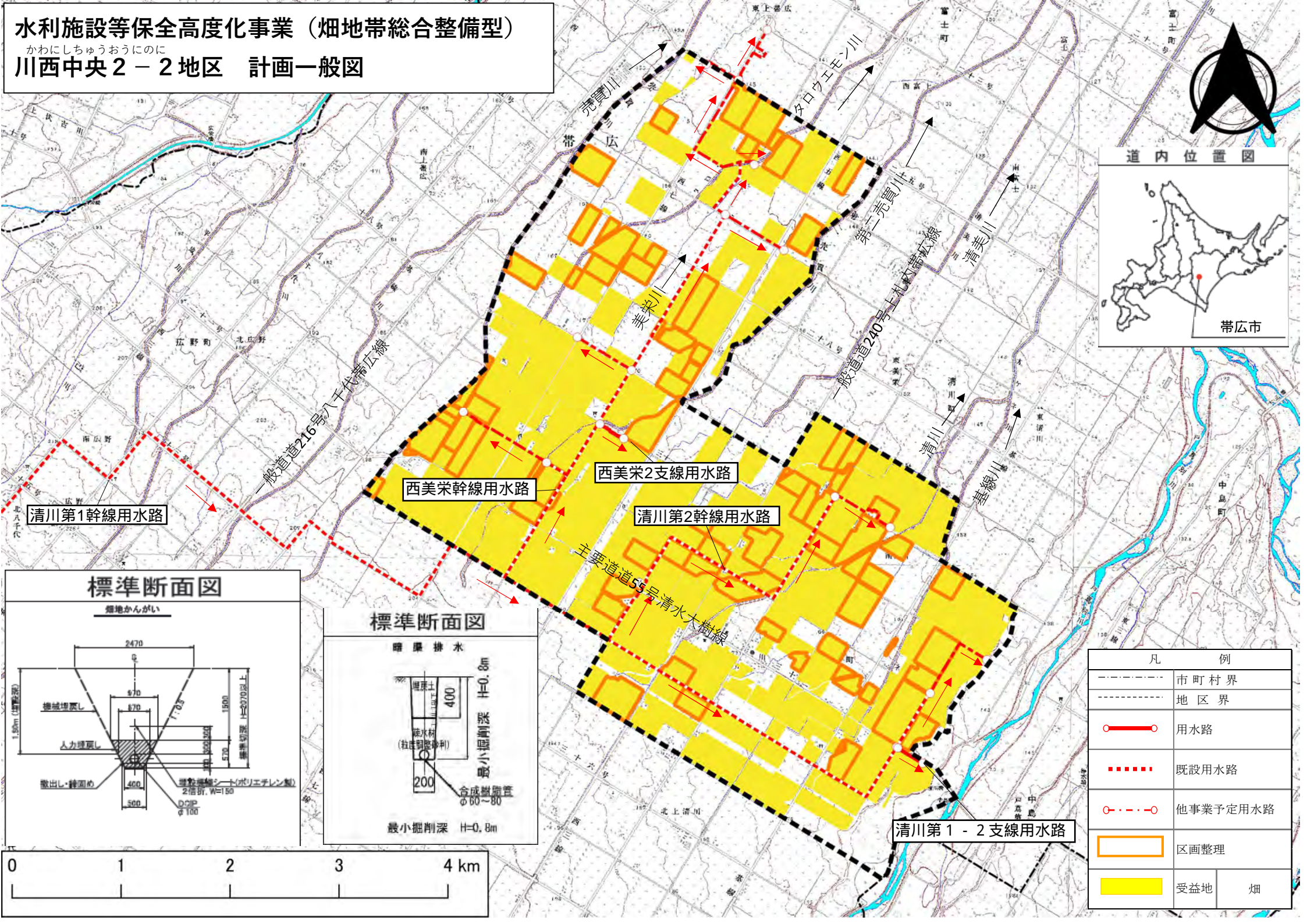
8. 事業特性による特記事項	<p>【協議・調整状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事項：畑地かんがいに係る国営事業の調整、畑地かんがいの河川横断/排水路横断/道路横断、暗渠排水落口接続、埋蔵文化財包蔵地に係る協議</li> <li>・実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。</li> </ul>
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村活性化計画を作成。（農地集積計画）</li> <li>・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。</li> <li>・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。</li> </ul>

Ⅲ 今後の対処方針	
対処方針	<p>農地・農業施設の整備水準の維持・向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。</p>
	<p>a      a：要望を行うことは妥当    b：要望に当たって検討を要する    c：要望を行うことは妥当でない</p>



# 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）

## かわにしちゅうおうのに 川西中央2-2地区 計画一般図



清川第1幹線用水路

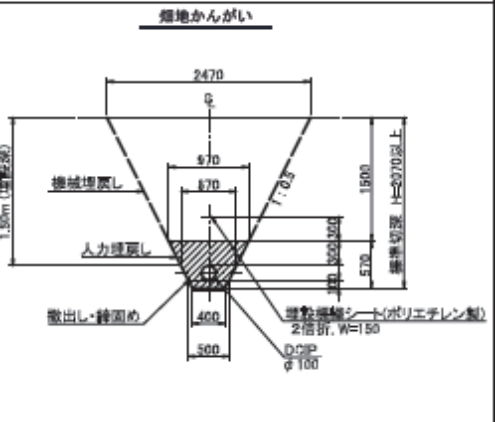
西美栄幹線用水路

西美栄2支線用水路

清川第2幹線用水路

清川第1-2支線用水路

### 標準断面図



### 標準断面図



凡 例	
-----	市町村界
-----	地区界
—○—	用水路
-----	既設用水路
○- - -○	他事業予定用水路
□	区画整理
■	受益地 畑

